

一般社団法人産業環境管理協会における
常勤理事の募集について（募集要項）

一般社団法人産業環境管理協会の常勤理事を募集しますので、お知らせします。

1. 募集する役員の役職及び募集人員

理事候補者（常勤：執行理事）1名

2. 任期 2年（前任者の任期途中の改選の場合はその残任期）

2026年6月に開催予定の定時総会で選任後、経済産業大臣及び環境大臣の認可を経て就任。

3. 職務内容等

別紙【職務内容書】のとおり。

4. 公募期間

2026年3月24日（火）から4月21日（火）まで

5. 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書（市販の用紙で可。写真（6ヵ月以内に撮影したもの。）添付のこと。自筆、ワープロいずれにても可。）

(注) 「職務内容書」の[必要な資格、経験等]の如何を確認し得る内容が記載されていることが望ましい。

イ 自己アピール文書（A4横書き2枚以内。ワープロ使用のこと。）

(注) 自らが当該ポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめたもの。

(2) 提出方法

郵送に限ります。なお、Eメール及び持参での応募は受け付けておりません。封筒表に「公募申請書在中」と記載してください。

(3) 提出先

郵便番号：100-0011

住 所：東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング3階

一般社団法人産業環境管理協会総務部門内

役員公募事務局 担当：松田

2026年4月21日（火）17時00分までに必着

(注) ①応募書類については、返却はいたしません。

②応募にかかる費用（面接等に係る交通費等含む。）は、全額応募者負担とします。

③応募書類に記載された個人情報は、本応募の選考及び連絡の目的のみに使用
します。

6. 選考方法

公募により、次のとおり選考します。

- (1) 提出書類により応募資格等の確認の上、書類選考を行い、この合格者について面接
担当役員等による面接を行います。
- (2) 常勤役員候補推薦委員会において、前項の面接を行った応募者の経歴及び資格等に
ついて審議し、同委員会として推薦できると認められる者を役員候補者名簿に登載し
ます。
- (3) 総会において、役員候補者名簿に基づき、理事候補を選任します。
- (4) 経済産業大臣及び環境大臣への認可手続きを行います。
- (5) 認可により理事となった者による理事会において執行理事に選任されます。

(注) 審査の過程に関するご質問については、一切お答えできません。

当協会から理事候補者名簿に登載された旨の連絡を受け取った方は、最新の健康
診断書を提出願います。

7. 問い合わせ先

一般社団法人産業環境管理協会

郵便番号：100-0011

住 所：東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング3階

電話番号：03-3528-8150 FAX03-3528-8163

総務部門長 松田 剛 (t.mastuda@jemai.or.jp)

職務内容書（執行理事）

1. 職務内容

- (1) 執行理事として、この法人の業務を執行する。
- (2) 重要な経営方針の立案に参画する。
- (3) 行政機関等その他関係機関・団体との折衝、調整を分担する。
- (4) 以下の業務に関する総括を行う。
 - ①環境管理部門における総括業務
公害防止管理者等国家試験受験のための講習会の開催などの公害防止研修・環境教育等事業及び書籍の製作・発行を行う出版事業
環境測定や環境マネジメントに係る国際標準規格やJ I Sについて調査研究を行う環境技術調査研究事業
発展途上国や新興国に対する我が国環境技術の移転の支援等を行う国際交流活動事業
 - ②化学物質総合管理部門における総括業務
化学物質規制に係る普及啓発活動を行う化学物質管理支援事業
製品含有化学物質の適切な管理、情報、伝達に係るCMPコンソーシアム事業
各国の化学品法令規制の強化に対応し、輸出に係る多様な手続きをサポートする国際化学物質管理支援事業

2. 必要な資格、経験等

- (1) 原則、年齢が65歳未満であること。（定年65歳）
- (2) 当協会の常勤理事として専任できること。（兼業、兼職はできない。）
- (3) 当協会は、公害防止管理者法に基づく業務等を執行していることから、関連法令及び公害防止管理技術に関する十分な知見と豊富な業務経験を有すること。
- (4) 相当程度の組織規模を有する法人、企業、官庁、研究機関等において、重要な管理職として豊富なマネジメント経験を有し、かつ、強いリーダーシップを発揮してきた顕著な実績を有すること。
- (5) 環境管理、環境技術等当協会の業務の執行管理に必要な十分な知識及び業務経験を有すること。
- (6) 円滑な渉外交渉（対外折衝を含む）を行い、的確な調整ができる十分な能力と経験を有していること。
- (7) 中立性、公平性を担保して業務を遂行できる高い倫理観を有すること。また、心身ともに健康であること。

3. 欠格条項

- (1) 当協会は、公害防止管理者法に基づく指定試験機関及び登録講習機関であることから、次の者は、役員となることができない。
 - ① 公害防止管理者法又は公害防止管理者法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ② 経済産業大臣及び環境大臣による命令により解任され、解任の日から2年を経過

しない者

(2) 役員解任

次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経た上、公害防止管理者法第8条の8の規定により、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ③ 公害防止管理者法第8条の9の規定に基づく解任命令を受けたとき。

4. 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 〒101-0011 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
幸ビルディング3階
- (3) 勤務時間 勤務時間又は休暇に関し特段の定めはありませんが、当協会職員に準じた勤務になります。
- (4) 役員報酬 当協会役員人事取扱等規程に基づき会長が決定します。
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- (6) その他 当協会の諸規程等の定めるところによります。

以 上